

毎週火、金曜日発行(但休日相当日を除く)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 昭和三十六年度一般会計歳入歳出決算等  
教育職員免許状の授与  
療養取扱機関の申出の受理  
豚コレラ予防注射の実施  
土地改良事業の認可
- ◇正誤 昭和三十七年十二月七日付け鳥取原告示第二  
百七十一号中訂正  
昭和三十七年十二月七日付け鳥取原告示第六  
百九十一号中訂正  
昭和三十七年十二月七日付け鳥取原告示第六  
百九十二号中訂正  
昭和三十八年三月三十日付け鳥取県公安委員  
会規則第二号中訂正

## 告 示

### 鳥取原告示第六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二條第二項の規定に基づき、昭和三十八年二月定例県議会で、三月二十日認定の議決を経た昭和三十六年度鳥取県歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算を、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 昭和36年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算は、次のとおりであります。

	(一般会計)	(特別会計)
歳 入	13,442,854千円	353,974千円
歳 出	13,015,728千円	405,977千円
差 引	427,126千円	△52,003千円

2 昭和36年度当初予算は、経済基礎の確立等を中心とする後進性打開のための諸施策を積極的にかつ、重点的に推進することを基本として編入し、なおおね願調に執行してまいりました。たまたま、36年9月の第二室戸

台風により、県東部地区は集中的にこの被害をうけるにいたり、また一方人事院勧告に基づき職員の給与改訂措置等県財政にとつては、かなりの重圧をうける事態が発生したのでありますが、さいわいにして国の適切な行政措置により、その危機を脱し、当初計画どおり公共事業認証額は、これを全額消化し、さらに第二室戸台風による公共施設災害については、その全体の31パーセントを復旧し、なおかつ決算のうえでは前記のように4億2712万余円の剰余金をだすことができました。

このように収支状況が好転したことは、主として次のようなことがあげられます。

- イ 第二室戸台風の災害復旧に対する国の特別措置により、県費負担額が軽減されたこと。
- ロ 給与改訂に対する地方交付税の補正により、所要財源がほぼ補てんされたこと。
- ハ 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の施行にともない、国

の直轄事業について大幅な地方負担の軽減措置がとられたこと。

= 消費的経費の節減による財政構造の合理化に努力したことを。

3 次に特別会計については、災害救助基金会計はか11会計であり、この総計決算では、前記のように5,200万余円の赤字となっております。これは県立中央病院事業費会計において6,101万余円の歳入不足によるものであります。

4 一般会計別歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算額は、次表のとおりであります。

昭和36年度一般会計歳入歳出決算額調

1 歳入の部

(単位千円)

科	目	予算額	決算額	予算に比し		予算に対する決算額の比率 %
				増	減	
1	県 税	1,054,083	1,252,638	198,555		118.8
2	地方譲与税	432,845	458,723	25,880		105.9
3	地方交付税	4,103,646	4,475,422	371,776		109.0
4	公企業及び財産収入	159,400	141,010		18,390	88.4
5	分組金及び負担金	170,447	166,376		4,071	97.6
6	使用料及び手数料	324,514	323,274		1,240	99.6
7	国庫支出金	5,023,569	4,602,396		421,173	91.6
8	寄附金	84,150	66,959		17,191	79.5
9	繰入金	20,779	13,417		7,362	64.5
10	繰入金	584,213	598,701	14,488		102.4
11	雑収入	373,385	494,938	121,553		132.5
12	県債	1,052,000	849,000		203,000	80.7
	計	13,383,029	13,442,854	732,252	672,427	100.4

00280

2 歳出の部

科 目	予 算 額	決 算		算 度 額	額 計	繰越年度額	不 用 額	予算に対する決算率 %
		支出額	決算額					
1 議 会 費	62,956	62,162	0	0	62,162	0	797	98.7
2 県 庁 防 費	1,223,851	1,184,021	0	0	1,184,021	0	39,830	96.7
3 警 察 費	488,858	476,303	1,400	0	477,703	0	11,155	97.7
4 士 木 費	3,234,410	2,911,851	303,604	0	3,215,455	0	18,955	99.5
5 教 育 費	3,389,855	3,307,282	30,150	0	3,337,432	0	52,423	98.4
6 社会及び労働施設費	725,896	650,560	53,518	0	704,078	0	21,818	96.9
7 保 健 費	229,807	217,008	3,082	0	220,090	0	9,717	95.7
8 産 業 費	2,462,287	2,152,363	232,030	0	2,384,393	0	77,894	96.8
9 財 政 費	615,413	506,015	49,890	0	555,905	59,266	242	90.3
10 統 計 費	5,886	5,838	0	0	5,838	0	48	99.1
11 選 挙 費	4,769	4,627	0	0	4,627	0	142	97.0
12 公 債 費	795,974	745,020	0	0	745,020	0	50,954	93.5
13 諸 支 出 費	131,133	119,004	0	0	119,004	0	12,129	90.7
14 予 備 金 費	11,931	0	0	0	0	0	11,931	—
計	13,383,029	12,342,054	673,674	0	13,015,728	59,266	308,035	97.2

00281

1 歳入の部

昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算額調

(単位千円)

会 計 名	予 算 額	決 算 額	予 算 に 対 し		予 算 に 対 する 決 算 額 の 比 率 %
			増	減	
災害救助基金	9,611	8,116	1,437	1,495	84.4
母子福祉資金貸付事業費	14,543	15,980	—	—	109.8
学校生徒奨励資金	326	319	—	7	97.8
県立学校奨励費	18,112	18,064	—	51	99.7
県立印刷事業費	9,207	9,832	625	—	106.7
用品調達事業費	39,592	39,504	—	88	99.7
庫有牛貸付事業費	757	848	91	—	112.0
県立中央病院事業費	254,509	186,137	—	68,372	73.1
農業改良資金助成事業費	27,133	27,173	40	—	100.1
中小企業振興資金助成事業費	35,325	34,655	—	670	98.1
財政調整積立金	12,061	12,057	—	4	99.9
県立中部病院事業費	37,954	1,292	—	36,662	3.4
計	459,130	353,974	2,193	107,349	77.0

2 歳出の部

会計科目名	予算額	決算		歳入歳入	不用額	予算に対する比率%
		支出額	繰上繰下			
災害救助基金	9,611	8,116	0	0	1,495	84.4
母子福祉資金貸付事業費	14,543	14,501	0	0	42	99.7
学校生徒奨励資金	326	47	0	0	279	14.4
県立学校実習費	18,112	15,587	0	0	2,525	86.0
印刷事業費	9,207	8,203	0	0	1,004	89.0
用品調達事業費	39,592	36,757	0	0	2,835	92.8
県有牛貸付事業費	757	754	0	0	3	99.6
県立中央病院事業費	254,509	247,149	0	0	7,360	97.1
農業改良資金助成事業費	27,135	26,994	0	0	139	99.4
中小企業振興資金助成事業費	35,325	34,520	0	0	805	97.7
財政調整積立金	12,061	12,057	0	0	4	99.9
県立中部病院事業費	37,954	1,292	0	0	36,662	3.4
計	459,130	405,977	0	0	405,977	88.4

鳥取県告示第百六十三号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	教科	番号	氏名	本籍地
高等学校助教諭免許状	数学	昭三七高助 第一号	佃 玲子	鳥取県鳥取市
"	保健体育	" 第二号	林・紀元	"
"	家庭	" 第三号	出谷美智子	"
"	保健体育	" 第四号	高本 康子	気高郡鹿野町
"	国語	" 第五号	森本怡津代	鳥取市
"	書道	" 第六号	蔵光 工	気高郡青谷町
高等学校教諭二級普通免許状	家庭	昭三七高二普第一号	出谷美智子	鳥取市
養護助教諭免許状		昭三四養助 第一号	有本 節子	八頭郡河原町
幼稚園助教諭免許状		昭三四幼取 第三号	小松 栄	境港市
"		" 第四号	山口ゆり子	鳥取市
"		" 第五号	中沢 輝代	"
"		" 第六号	西元 悦子	境港市

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
昭三五幼助	第六号	高野須明子	"	八頭郡若椏町	渡辺 温恵	"	倉吉市	昭三六幼助	第三号	岡野タケ子	"	鳥取市	昭三七幼助	第二号	宮脇志津代	"	東伯郡泊村	福長 永祐	"	"	馬場 雅子	"	倉吉市	
"	第七号	"	"	"	"	"	"	第四号	景山 初枝	"	鳥根県飯石郡頓原町	"	第三号	馬場 雅子	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	第五号	吉田佳代子	鳥取県倉吉市	"	"	第六号	田中 延枝	鳥取市	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	第七号	小松 栄	境港市	"	"	第八号	牧田 敏子	倉吉市	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項及び同項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により、申出の受理があつたもの及びあつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険区及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年四月九日

療養取扱機関名	所 在	鳥 取 県 知 事	石 破	二	朗
岩本診療所	鳥取県西伯郡名和町大字御来屋一、〇一八				同上受理年月日
生田医院	" 日野郡江府町大字武庫四四六の二				昭和三七、一二、一
土井"	" 東伯郡東郷町松崎六七六の四				" 三八、一、一二
伊王野"	" 泊村大字園六七三				" 三七、一一、一
岸 歯科医院	鳥取市東品治町一一八				" 一一、一二
永田"	鳥取県東伯郡赤碕町赤碕八一〇の七番地、				" 三八、三、七
鳥取博愛病院	鳥取市瓦町九番地				" 二、一

鳥取県告示第百六十五号

家畜の伝染の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年四月九日

- 鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗
- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
  - 二 実施の区域 県内全域
  - 三 実施の対象となる豚畜の種類及び範囲

隊。ただし、生後五十日以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後一月以内のものを除く。

四 実施期日 昭和三十八年四月八日から五月七日までの期間各隊舎巡回

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六十六号

米沢村員田土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（農道）は、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年四月九日認可した。

昭和三十八年四月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十七号

御杣土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（農道）は、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年四月九日認可した。

昭和三十八年四月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第二百七十一号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

4	頁	1	行	誤	河平	正
5	頁	3	行	誤	倉吉青谷線	正
5	頁	15	行	誤	中尾尻	正
6	頁	1	行	誤	米子石見新見線	正
9	頁	15	行	誤	一工区	正
12	頁	12	行	誤	四、八二一、〇	正
20	頁	9	行	誤	印賀斐上線	正
21	頁	1	行	誤	八六、〇	正
24	頁	10	行	誤	一六四、五	正

昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第六百九十一号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第六百九十二号中改の箇所に誤りがあつたので訂正する。

昭和三十八年三月三十日付け鳥取県公安委員会規則第二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

4	頁	1	行	誤	アソウ谷	正
5	頁	3	行	誤	倉吉青谷線	正
5	頁	15	行	誤	アソウ谷	正
6	頁	1	行	誤	米子石見新見線	正
9	頁	15	行	誤	米山大山線	正
12	頁	12	行	誤	アソウ谷	正
20	頁	9	行	誤	倉吉青谷線	正
21	頁	1	行	誤	アソウ谷	正
24	頁	10	行	誤	米子石見新見線	正

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の  
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市粟谷町

部 価 二五〇円(郵送料共) 所 県